

## 若者討議会会議運営委託仕様書（案）

### 1 契約件名

若者討議会会議運営委託

### 2 履行期間

契約確定日の翌日から令和6年3月29日まで（休日含む）

### 3 業務目的

本市では、「第5次小金井市基本構想・前期基本計画（令和4年3月）」において、「多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち」を目指す姿として掲げており、市民の多様な市政参加機会を拡充するなど、市民参加を推進している。一方で、附属機関等への市民参加は、高齢者層が中心となっていることが本市では課題となっており、過去の市民参加推進会議においても若者の市民参加の促進について提言を受けている。これらを背景として、若者が本市における地域課題やテーマに対する課題の解決などを話し合う場として「若者討議会」を開催することで、若者の市政への興味・関心を惹起し、幅広い世代の持続的な市民参加を図ることを目的として会議運営業務を委託する。

### 4 事業概要

#### (1) 実施日・場所

ア 令和5年11月から令和5年12月（予定）

イ 場所 市役所または市関連施設の会議室等

ウ 回数 3回（1回あたり2時間から3時間。平日及び休日を予定）

(2) 参加者：市内に在住・在学・在勤の若者（18歳から39歳）最大30名

(3) 事業の内容：若者が本市における地域課題やテーマに対する課題の解決などを話し合う場として「若者討議会」を開催する。

#### (4) 受託者の主な役割

ア 討議会におけるファシリテーター、サポーターの配置

イ 討議会に必要な物品等の準備

ウ 議事録の作成

エ 討議会前後のアンケート

オ その他討議会の開催に必要な作業（広報、受付、問合せ事務局）など

## 5 業務内容

### (1) 企画支援

本市にて実施する若者討議会の実施方式、討議会のテーマ、参加者の募集方式などに関する企画・検討の支援を実施すること。なお、支援にあたっては、若者の効果的な参画や今後の市政参加意識の向上に資するような方式となるよう努めること。なお、参加者の募集については、受託後協議の上、役割（本市は、市報、ホームページ等の広報を実施する。受託者は、近隣の大学等への募集を実施する等。）を定めて実施する。また、上記検討を踏まえ、実施概要・実施方針など取りまとめた企画書を作成すること。企画書の提出は、委託者と協議の上決定する。

### (2) 運営支援

若者討議会の開催において、討議会のファシリテーションや準備などの運営支援を実施すること。討議会の開催に必要な設備・備品・ツール・資料などについては、原則受託者にて用意することとするが、開催場所などについては委託者と協議の上決定する。討議会参加者への謝礼金については委託者にて用意する。

### (3) 実施報告書の作成及び市民参加推進会議への報告

本業務の実施結果、若者討議会の効果検証、アンケートを実施報告書としてまとめ、委託者へ提出すること（令和6年2月頃に市民参加推進会議に委託者と共に出席し報告することを予定）。提出期限は別途協議の上、決定することとする。

### (4) その他、本業務の実施に必要な支援

その他、本業務の実施に必要な全体管理や各種作業について実施すること。

6 本業務の納品物は以下のとおりとし、これらを格納した CD-R 等電子記録媒体を1部と書類各2部を納品すること。

- (1) プロジェクト実施計画書
- (2) 若者討議会企画書
- (3) 若者討議会資料
- (4) 議事録

- (5) 討議会前後アンケート
- (6) 実施報告書（若者討議会の効果検証・分析結果報告書）
- (7) その他、本業務で作成した成果物

## 7 受託者の注意事項

- (1) 受託者は、市民、行政、企業・団体等との協働活動に関する幅広い見識を有していること。
- (2) 討議会のファシリテーターには、他自治体において市民会議等の支援実績のあるものを配置すること。

## 8 業務上の注意事項

### (1) 業務体制

受託者は、プロポーザル実施要領に基づき提出した業務実施体制により当該業務を履行すること。変更等がある場合は、委託者と協議すること。

### (2) 守秘義務

受託者は、本契約の履行により知り得た全ての情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後又は解除後も同様とする。

### (3) 個人情報の取扱い

受託者は、本契約の履行により知り得た全ての個人情報について、個人情報取扱特記事項及びその他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

### (4) 再委託の禁止

受託者は、本契約の履行に当たり、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

### (5) 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、その指示に従わなければならない。

## 9 その他

- (1) 本業務の履行中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担で回復するものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、事業内容に変更が生じた場合は、実施方法等について委託者と協議すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は事業費に計上し、参加者等については感染対策を徹底すること。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、定めることとする。